

令和7年第3回定例会

第41号議案資料

東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

# 「東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について

## 1. 制定趣旨

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、乳児等通園支援事業については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において制度化され、市町村による認可事業として位置づけられた。

乳児等通園支援事業については、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされている。市町村が当該条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、又は参照して条例を定めるものとされていることから、これに基づき条例を制定するものである。

## 2. 主な内容

- (1) 利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を定める
- (2) 事業の区分（一般型、余裕活用型）を定める
- (3) 設備及び職員の基準を定める
  - ・乳児又は2歳未満の幼児が利用する場合、乳児室又はほふく室及び便所を設ける
  - ・乳児室の面積は乳幼児1人につき1.65m<sup>2</sup>以上であること
  - ・ほふく室の面積は乳幼児1人につき3.3m<sup>2</sup>以上であること
  - ・満2歳以上の幼児が利用する場合、保育室又は遊戯室及び便所を設ける
  - ・保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98m<sup>2</sup>以上であること
  - ・0歳児3人につき保育従事者1人以上、1～2歳児6人につき保育従事者1人以上を配置し、半数以上は保育士とする
  - ・余裕活用型については、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準で実施する